

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年3月12日提出
【計算期間】	第2期（自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日）
【ファンド名】	アムンディ・チャインドネシア株投信 アムンディ・チャインドネシア株投信マネー
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ニコラ・ソヴァーデュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

<チャインドネシア株>

投資信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行います。

<チャインドネシア株マネー>

安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

原則として「アムンディ・チャインドネシア株投信」からのスイッチングでのみお買付可能なファンドです。

②ファンドの基本的性格

<チャインドネシア株> 追加型投信／海外／株式に属します。

<チャインドネシア株マネー> 追加型投信／国内／債券に属します。

商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「（3）ファンドの仕組み」をご参照ください。

<チャインドネシア株>

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券 不動産投信	MR F	
追加型投信	内外	その他資産（ ）	E T F	特殊型
		資産複合		

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデ ックス	特殊型
株式 一般 大型株	年1回	グローバル				
中小型株	年2回	日本			日経225	ブル・ベア 型
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用 型
公債		欧州				
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア				ロング・ ショ ート型/絶対 収益追求型
その他資産* (投資信託証券 (株式))		中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
資産複合 ()	日々	アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東（中東） エマージング				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券（株式）)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に株式に投資することを目的とする投資信託証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜チャインドネシア株マネー＞

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	MMF	インデックス型 特殊型
	海外		MRF	
			ETF	
	追加型投信	内外		

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデ ックス	特殊型
株式 一般 大型株	年1回	グローバル				
中小型株	年2回	日本			日経225	ブル・ベア 型
債券 一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()		条件付運用 型
公債		欧州				
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX	
		オセアニア				ロング・ ショ ート型/絶対 収益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産※ (投資信託証券 (債券))		アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()	日々	中近東(中東)				
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券に投資することを目的とする投資信託証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

＜チャインドネシア株＞ 信託金の限度額は1兆円です。
＜チャインドネシア株マネー＞ 信託金の限度額は3,000億円です。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ ファンドの特色

＜チャインドネシア株＞

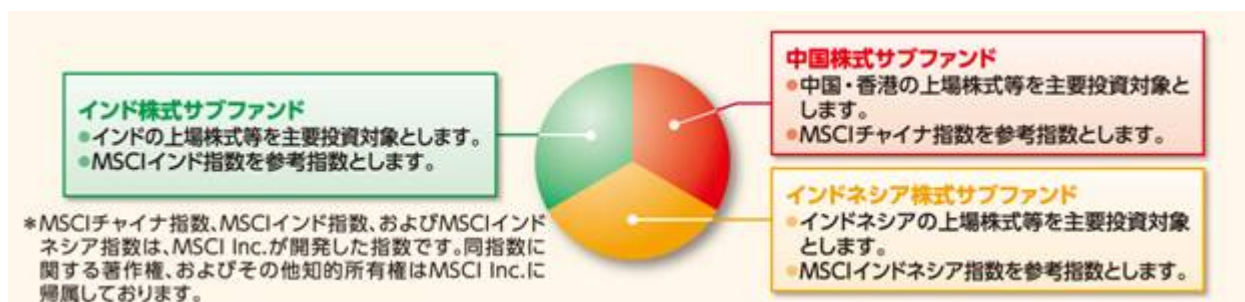
1

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

- ・ ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。当社設定「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）（以下「中国株式サブファンド」といいます。）」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド（以下「インド株式サブファンド」といいます。）」、当社設定「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）（以下「インドネシア株式サブファンド」といいます。）」への投資を通じて、それぞれ中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等を実質的に投資します。
- ・ 各サブファンドへの基本配分比率は原則として3分の1ずつとし、定期的にリバランスを行います。
- ・ 実質的な組入貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ 株式の実質組入比率は、原則として高位に保ちます。

2

各サブファンドの運用にあたっては、中国株式サブファンドは「アムンディ・ホンコン・リミテッド」が、インド株式サブファンドは「ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド」が、インドネシア株式サブファンドは「フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド」が、海外の株式等の運用を行います。



3

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」との間でスイッチング※が可能です。

- ※ 「アムンディ・チャインドネシア株投信」または「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」を換金した場合の手取金をもって、その換金のお申込受付日に、もう一方のファンドの購入のお申込みを行うことをいいます。
- スwitchingの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

＜チャインドネシア株マネー＞

円建の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）および短期金融資産等を主要投資対象とする「アムンディ・マネープール・マザーファンド」への投資を通じて、投資信託財産の安定した収益の確保を目指します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

平成22年3月12日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

＜チャインドネシア株＞

「アムンディ・チャインドネシア株投信」は、複数の投資信託（サブファンド）に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。ファンド・オブ・ファンズ方式とは一つのファンド（投資信託）が、株式や債券などへ投資する複数のファンド（投資信託）に分散投資し、運用を行う仕組みです。

＜チャインドネシア株マネー＞

「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」は「アムンディ・マネープール・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

＜イメージ図＞

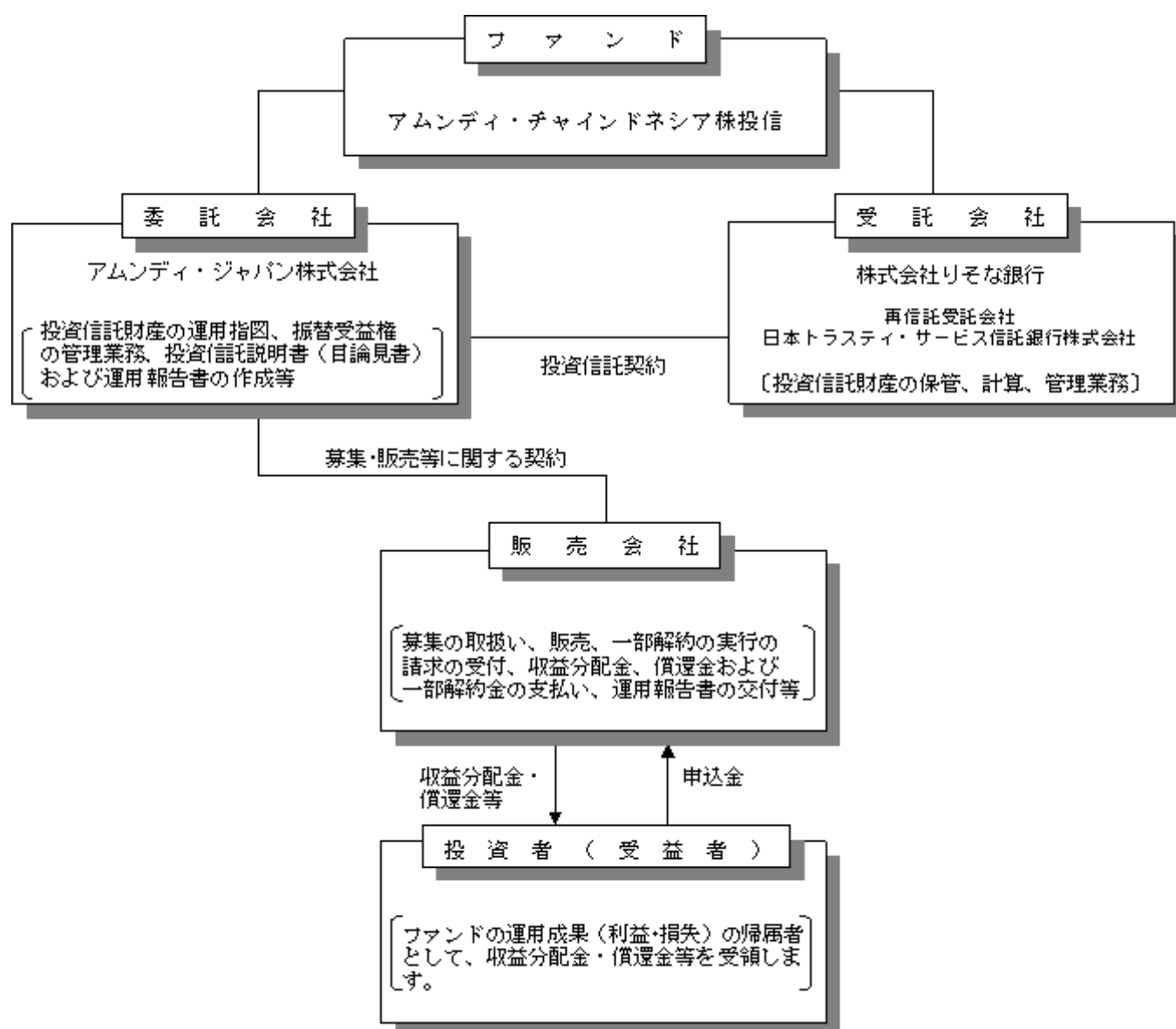


※「アムンディ・チャインドネシア株投信マネー」は、スイッチング以外による購入のお申込みはできません。また、スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

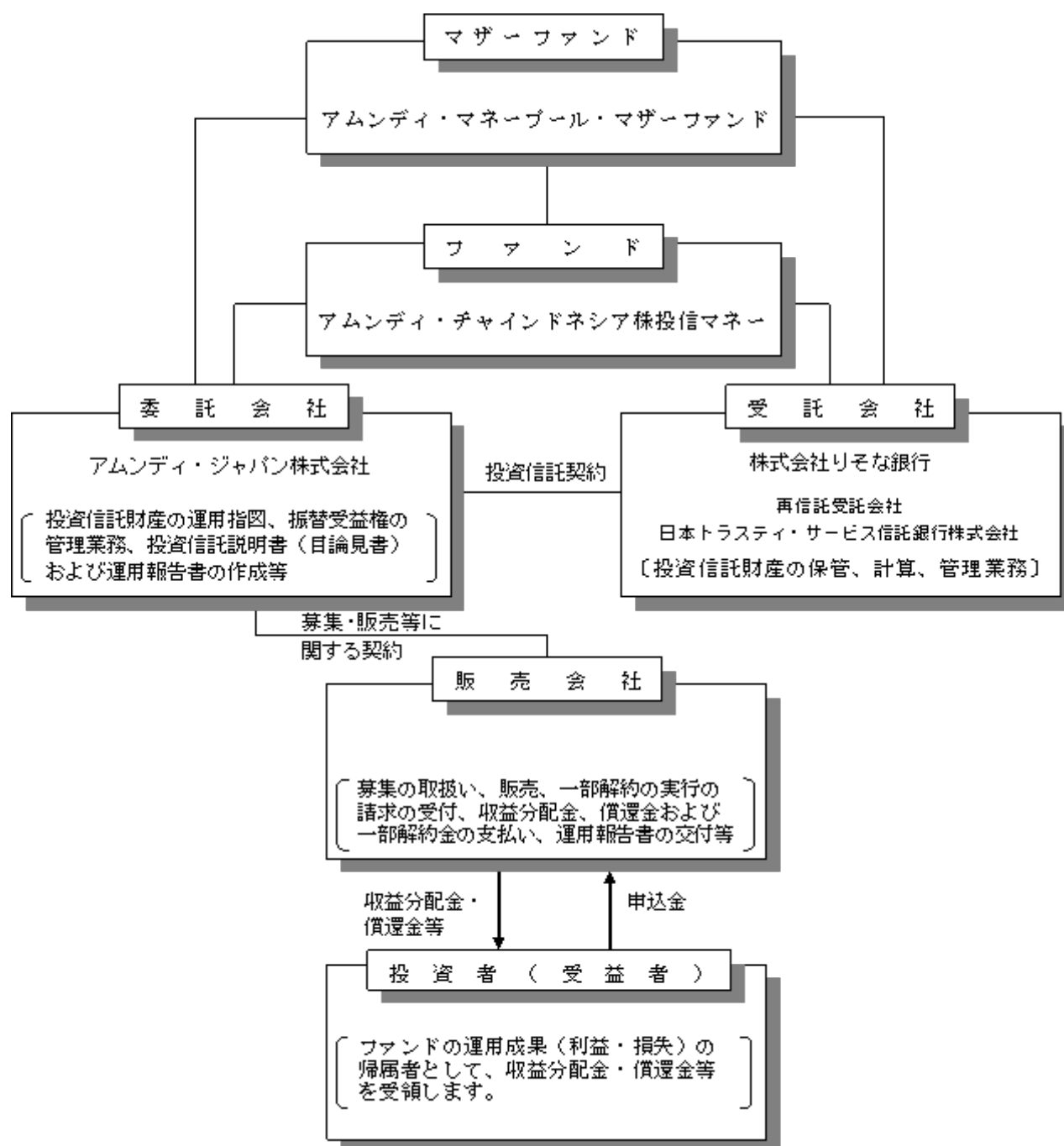
<チャインドネシア株>

ファンドの関係法人



＜チャインドネシア株マネー＞

ファンドの関係法人



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 （証券投資信託にかかる投資信託契約 （投資信託約款））	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ラール投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成13年 1月 1日 ラール投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成14年 1月 1日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 7月 1日 アセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成18年 1月 1日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 コル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主 の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目 2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,919億ユーロ（約80兆円、1ユーロ＝116.84円で換算、2011年6月末現在）を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2011年6月版（数値は2010年12月末現在））

「Chindonesia®」は、CLSA B. V.（その関係会社を含めCLSAといいます）が所有する登録商標であり、アムンディ・ジャパン株式会社に対して、日本におけるアムンディ・チャインドネシア株投信及びアムンディ・チャインドネシア株投信マネー（以下、これらを併せ、「当該ファンド」といいます。）について使用許諾が与えられています。CLSAは、当該ファンドについて、発行・提供・保証・支持・販売・販売促進等を行うものではなく、また、当該ファンドの適法性および適合性、または当該ファンドに関する説明もしくは当該ファンドの開示事項にかかる正確性・妥当性について責任を負うものではありません。CLSAは当該ファンドの投資家および不特定多数の公衆に対して、証券投資一般もしくは当該ファンドそのものに対する投資適格性に関し、明示、黙示を問わず、いかなる意思表示あるいは保証を行うものではありません。CLSAは、当該ファンドの管理・販売もしくは取引等その他一切の行為について責任を負うものではありません。

上記の記述にかかわらず、CLSAはいかなる場合においても、逸失利益あるいは特定の損害あるいは偶発的、懲罰的、間接的または結果的な損害について、たとえそのような損害が発生する可能性があることを知りえたとしても、一切の責任を負いません。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜チャインドネシア株＞

① 運用方針

この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長をはかることを目標として運用を行い、投資信託証券への投資を通じて主として中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の上場株式等へ実質的な投資を行います。

② 投資態度

（イ）主として国内籍投資信託「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、アイルランド籍会社型投資信託「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド」および国内籍投資信託「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」（以下、全ファンドを総称してまたは個別に「サブファンド」という場合があります。）の投資信託証券を投資対象とします。

（ロ）この投資信託の運用はファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、サブファンドの投資信託証券への投資を通じて行います。

（ハ）投資対象のサブファンドにおいては、中国、インド、インドネシアの企業または当該各国で主な事業を展開する企業の株式等へ投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

（ニ）投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

（ホ）原則として実質的に組み入れる外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

＜チャインドネシア株マネー＞

① 運用方針

投資信託財産の安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。

② 投資態度

ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、安定した収益の確保をはかることを目指して運用を行います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、前記と異なる運用を行う場合があります。

参 考 情 報

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」について

① 運用方針

投資信託財産の安定した収益と流動性の確保をはかることを目標として運用を行います。

② 投資態度

（イ）本邦通貨表示の公社債等に投資を行い、安定した収益と流動性の確保をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保をはかり、あわせてコール・ローン等で運用を行うことで流動性の確保をはかります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、前記と異なる運用を行う場合があります。

（2）【投資対象】

＜チャインドネシア株＞

① 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ 有価証券
- ロ 金銭債権
- ハ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主としてサブファンドの投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- (a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券または証書の性質を有するもの
- (c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (d) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) コール・ローン
- (c) 手形割引市場において売買される手形
- (d) 外国の者に対する権利で(c)の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

参 考 情 報

ファンドが投資するサブファンドの概要

ファンド名	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）
商品性格	国内籍投信／適格機関投資家私募（専らファンド・オブ・ファンズにのみ取得されるファンド）
商品分類	追加型投信／海外／株式
課税上の区分	追加型株式投資信託
主な投資対象	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
運用の基本方針	中国籍の企業または同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCI チャイナ指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。
取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受け取りを中止することができます。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁することができます。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド（Amundi Hong Kong Limited）
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

ファンド名	アイルランド籍会社型投資信託ノムラ・ファンズ・アイルランド-インド・エクイティ・ファンド (Nomura Funds Ireland - India Equity Fund)
形態	アイルランド籍 オープン・エンド・アンブレラ型会社型投資信託（UCITS III）ノムラ・ファンズ・アイルランド（以下「会社」）のサブファンド、インド・エクイティ・ファンド（米ドル建）（以下「サブファンド」）の円建クラスS
主な投資対象	インドの取引所に上場または取引されている株式および関連証券（預託証券（DR）、転換証券、優先株、仕組証券等）
運用の基本方針	主としてインドの取引所に上場または取引されている株式及び関連証券に投資することによってサブファンド資産の長期的成長を目指します。
主な投資制限	UCITS IIIの投資制限 ・ サブファンドの資産の10%以上を同一銘柄に投資しません。 ・ 空売りは行いません。 ・ サブファンドの借入れは、一時的な手段として上限10%とします。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインド指数を参考指数とします。
設立日	サブファンド設立日： 2007年1月15日 （円建クラスS設定日：2010年3月12日）
決算日	年1回、原則12月31日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
解約の制限	サブファンド運用資産総額の10分の1を超える解約申込に対し課される解約制限は、クラスSにおいて通常の場合は適用しません。ただし、市場流動性の低下や価格変動が激しい等の理由により解約申込を受け付けることが既存株主の不利益となると判断する場合、ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッドはクラスSについても解約申込の受付を制限もしくは受け付けない権利を保持します。
運用報酬	年率0.75%
信託財産留保額	ありません。
成功報酬	ありません。
アンチ・ダイリューション課金	会社は、買付、解約申込の結果（ネット金額が）サブファンドの純資産額の1%を超過する場合、市場のスプレッドや諸費用を反映した課金を適用する権利を有します。
その他の費用	管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメントU.K. リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド (Nomura Asset Management Singapore Limited)
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・ファンド・アドミニストレーション・サービス（アイルランド） (Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland))
保管銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービス（アイルランド）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trustee Services (Ireland) Limited)
監査法人	Ernst & Young

ファンド名	インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）
商品性格	国内籍投信／適格機関投資家私募（専らファンド・オブ・ファンズにのみ取得されるファンド）
商品分類	追加型投信／海外／株式
課税上の区分	追加型株式投資信託
主な投資対象	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等
運用の基本方針	インドネシア企業もしくは同国において主な事業を展開する企業の上場株式等に投資し、信託財産の長期的な成長を目指します。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
ベンチマーク	ベンチマークはありません。ただし、MSCIインドネシア指数を参考指数とします。
信託期間	設定日2010年3月15日から2020年12月9日まで
クローズド期間	ありません。
決算日	年1回、原則6月30日（休業日の場合は翌営業日）。第1期決算日は2010年6月30日。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
取得・解約手数料	ありません。
取得・解約の制限	金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得・解約の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・解約の申込みの受付けを取消することができます。このほか、ファンドが主に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日にも、委託会社の判断により、ファンドの取得・解約のお申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた取得・解約のお申込みの受付けを取り消すことがあります。取得または解約の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得または解約の申込みを撤回できます。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	年率0.7875%（税抜0.75%）とします。
ファンド監査	ファンド監査を行います。
運用報告書	作成・交付しません。
その他の費用	受託、監査費用、有価証券売買委託手数料、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
償還条項	一部解約により受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなった場合、または投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情により、受託者と合意のうえ、委託会社の判断で繰上償還することがあります。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
投資顧問会社	フラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Fullerton Fund Management Company Limited)
受託会社	株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
監査法人	あらた監査法人

※各投資信託証券の表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

<チャインドネシア株マネー>

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項

で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「アムンディ・マネープール・マザーファンド」に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

7. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

8. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

9. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

10. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券

11. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、1. から10. の証券または証書の性質を有するもの

12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）

13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18. 外国の者に対する権利で17. の有価証券の性質を有するもの

なお、10. の証券または証書、11. ならびに18. の証券または証書のうち10. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、1. から5. までの証券および13. の証券の

うち投資法人債券ならびに11. および18. の証券または証書のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12. の証券および13. の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

ファンドは、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

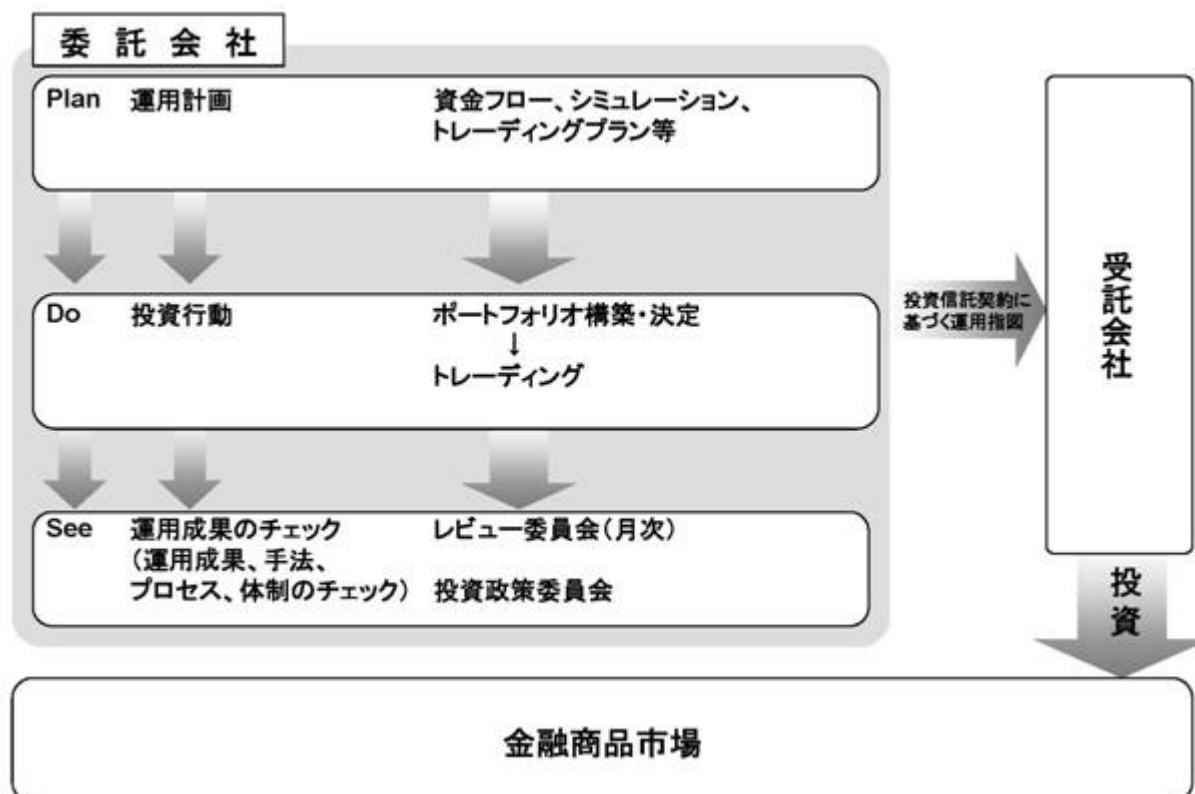
前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1. から6. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

- (a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ）。
- (b) わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (c) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象であるサブファンドまたはマザーファンドの買付、および組入れを高位に保つことを指図します。



ファンドの運用組織は以下の通りとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部8名程度（5名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 8名程度（5名程度）

運用成果のチェック・・・・レビュー委員会 7名以上（7名以上）、
投資政策委員会 3名以上（3名以上）

（注）カッコ内の人数はチャインドネシア株マネーにかかる人数を表示しています。

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

前記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年12月10日。ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

（a）分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。支払いは、委託会社の指定する販売会社において行うものとします。なお、「一般コース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」の受益者の場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

（５）【投資制限】

① 投資信託約款に基づく投資制限

＜チャインドネシア株＞

- （イ）株式への直接投資は行いません。
- （ロ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ハ）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

＜チャインドネシア株マネー＞

- （イ）株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、実質投資割合は取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （ロ）外貨建資産への投資は行いません。
- （ハ）同一銘柄の株式への実質投資割合は、原則として投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （ニ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- （ホ）デリバティブ取引等は、投資信託約款第22条、第23条および第24条の範囲で行います。
- （ヘ）有価証券の貸付は、投資信託約款第25条の範囲で行います。

② 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

（イ）同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

（ロ）デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

<チャインドネシア株>

ファンドは、投資対象サブファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります。）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

株式は、国内外の政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、その影響を受けファンドの基準価額の下落要因となります。また、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場で売買可能な株式数の少ない株式では、売却価格が著しく低下することがあり、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、投資対象国・地域の社会情勢または国際情勢の変化により、市場が不安定になることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先である中国、インド、インドネシアなどのエマージング市場は、先進諸国の市場と比べた場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて的確な投資を行えない可能性、あるいは企業内容の開示・会計制度が未発達なために開示内容の質と量にばらつきが生じる可能性があります。さらに中国、インド、インドネシアについては、地政学的な問題も抱えていることから、政治的・経済的な急変時においては流動性が極端に減少し、より一層価格変動が大きくなることも想定されます。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により外貨建資産の円換算価格が変動します。外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、外貨建資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨

建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

⑥ その他の留意事項

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）などの諸事情による金融商品市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等およびその他やむを得ない事情がある時等、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込の受付を取消すことがあります。

このほか、ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象各国の金融商品市場の休場日が集中した場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消すことがあります。

購入・換金の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得・換金の申込を撤回できます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<チャインドネシア株マネー>

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として円建の公社債（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等）など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

組入有価証券の発行体が破たんした場合または発行体の破たんが予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場に大きなインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 購入・換金の中止等

購入・換金の申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止およびその他やむ

を得ない事情がある時等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けたそれらの申込の受付を取り消すことがあります。

購入・換金の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の購入・換金の申込を撤回できます。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

＜チャインドネシア株＞

① ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、受益権の残存口数に基準価額を乗じた純資産総額が15億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 銘柄選択方法に関するリスク

サブファンドは、主にボトム・アップ・アプローチにより銘柄を選定するアクティブ運用を行うため、ポートフォリオの構成銘柄は、株式市場全体の構成銘柄とは異なるものになります。また、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。そのため、サブファンドの運用資産の価値は、株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。また、投資対象国での規制等により株式による投資が困難な場合、特定の企業の株式を取得する代わりに、一部スワップ等の手法を使う場合があります。この場合には、スワップ取引のリスクが生じます。スワップ取引には、スワップ契約の相手方が信用状況の悪化等により決済不履行となるリスクがあります。そのため、スワップ取引の全部または一部の取引が不成立となる恐れがある場合等のやむを得ない事情が発生する可能性があり、投資収益の獲得に影響を与え、ファンドの基準価額が下落する要因となります。これにより、投資元本を割り込む場合があります。

③ 運用体制の変更

信託期間の途中において運用体制が変更となる場合があります。この場合において、運用方針が変更されることはありませんが、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

＜チャインドネシア株マネー＞

① 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。この影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② ファンドの繰上償還

ファンドは、償還することが投資者に有利であると認めたとき、やむを得ない事情が発生したとき、換金により受益権総口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

「アムンディ・チャインドネシア株投信」が償還することとなる場合には、信託を終了させます。

③ ファミリーファンド方式による影響

マザーファンドを共有する他のファンドの資金の急激な増減がマザーファンドの運用に影響を与える場合があります、その影響がマザーファンドを共有する他のファンドにおよぶ可能性があります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社、登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

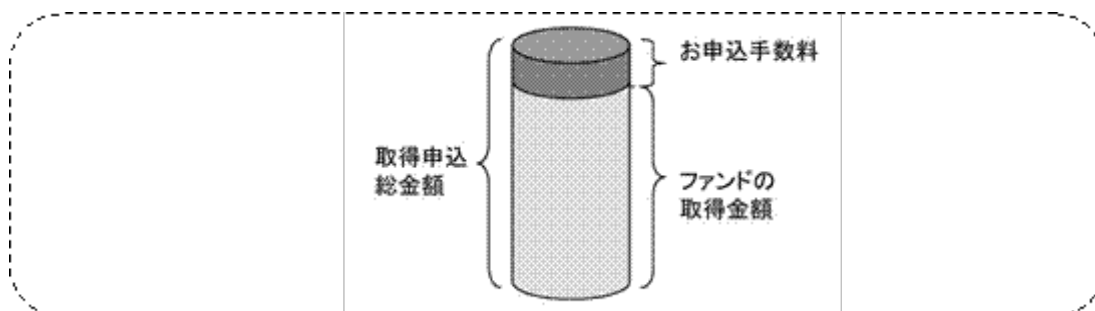
4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

＜チャインドネシア株＞

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとし、ます。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



＜チャインドネシア株マネー＞

申込手数料はありません。

販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。



（2）【換金（解約）手数料】

＜チャインドネシア株＞

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額[※]が控除されます。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

＜チャインドネシア株マネー＞

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】**＜チャインドネシア株＞**

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.2075%（税抜1.15%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社
0.315% (税抜0.30%)	0.8715% (税抜0.83%)	0.021% (税抜0.02%)

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。
- ③ ファンドが投資する「中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）」、「ノムラ・ファンズ・アイルランド-インドシア・エクイティ・ファンド」および「インドネシア株式ファンドF（適格機関投資家専用）」の本書作成日現在の運用報酬額の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し、それぞれ年率0.7875%（税抜0.75%）、0.75%および0.7875%（税抜0.75%）を乗じて得た額となります。したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.995%（＝1.2075%＋0.7875%、国内投資信託にかかる消費税を含む。）となり、実際の信託報酬額はサブファンドの組入状況によって変動します。

＜チャインドネシア株マネー＞

- ① 信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し以下の報酬率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬率は月次で決定するものとします。前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月最終営業日を除く最終５営業日間における無担保コール翌日物レート（加重平均）（以下「コールレート」といいます。）の平均値に応じて定める料率とします。また、信託報酬の各関係法人への配分は以下の通りとします。

(年率)

当該コールレート 平均値	信託報酬率	(内訳)		
		委託会社	販売会社	受託会社
0.65%以上の場合	0.5775%以内 (税抜 0.5500%以内)	信託報酬率 ×0.4	信託報酬率 ×0.5	信託報酬率 ×0.1
0.65%未満かつ0.01% を上回る場合	当該コールレート 平均値 ×0.63以内 (税抜 0.60以内)			
0.01%以下の場合	0.0063%以内 (税抜 0.0060%以内)			

- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

◆ 上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

＜チャインドネシア株＞

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ④ サブファンドにおいては管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。またインド株式サブファンドには、アンチ・ダイリューション課金がかかる場合があります。

※ その他の手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜チャインドネシア株マネー＞

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前記①の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月

終了日および毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ その他の手数料等の合計額は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

◆ ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額が、別途、復興特別所得税として徴収されます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

※ 確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

※ ファンドは、配当控除は適用されません。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税）、平成26年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

※ ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

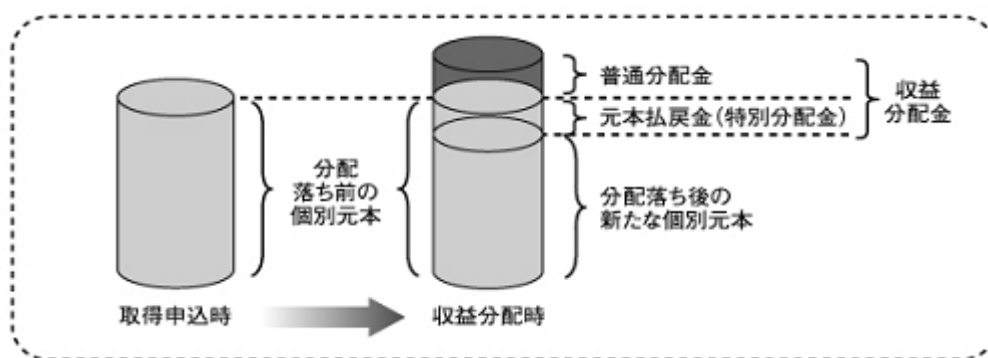
4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）^{*}を控除した額が、その後の個別元本となります。

※ 「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 課税上の取扱いは、平成23年12月末現在の内容に基づいて記載しておりますので、税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成23年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	12,279,829,642	65.42
投資証券	アイルランド	6,023,547,570	32.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	464,900,405	2.47
合計（純資産総額）		18,768,277,617	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

＜アムンディ・チャインドネシア株投信マネー＞

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,530,503	104.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△282,535	△4.52
合計（純資産総額）		6,247,968	100.00

＜参考情報＞

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	8,942,181	100.00
合計（純資産総額）		8,942,181	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	インドネシア株式ファンドF （適格機関投資家専用）	5,672,792,003	1.078	6,115,269,779	1.0911	6,189,583,354	32.97
2	日本	投資信託 受益証券	中国株式ファンドF（適格機関投資家専用）	8,314,329,404	0.7453	6,196,669,704	0.7325	6,090,246,288	32.44
3	アイル ランド	投資証券	ノムラ・ファンズ・アイルランド —インディア・エクイティ・ファンド	9,062,054,417	0.7072	6,408,684,883	0.6647	6,023,547,570	32.09

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	65.42
	投資証券	32.09
合計		97.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

＜アムンディ・チャインドネシア株投信マネー＞

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・マネープール・マザーファ ンド	6,523,980	1.0010	6,530,503	1.0010	6,530,503	104.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	104.52
合計		104.52

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

平成23年12月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年12月10日）	63,519,104,532	64,444,898,087	1.0292	1.0442
第2期計算期間末（平成23年12月12日）	19,711,132,303	19,711,132,303	0.8141	0.8141
平成22年12月末日	61,415,230,541	—	1.0028	—
平成23年 1月末日	57,094,335,638	—	0.9534	—
2月末日	54,738,833,382	—	0.9241	—
3月末日	54,622,110,719	—	1.0126	—
4月末日	41,174,102,062	—	1.0457	—
5月末日	36,311,094,590	—	1.0120	—
6月末日	32,518,126,713	—	1.0019	—
7月末日	29,331,177,526	—	0.9973	—
8月末日	23,981,369,485	—	0.8660	—
9月末日	21,601,433,576	—	0.8084	—
10月末日	22,872,417,881	—	0.8817	—
11月末日	19,644,665,575	—	0.8022	—
12月末日	18,768,277,617	—	0.7957	—

<アムンディ・チャインドネシア株投信マネー>

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1期計算期間末（平成22年12月10日）	154,853,169	154,853,169	1.0002	1.0002
第2期計算期間末（平成23年12月12日）	6,664,901	6,664,901	1.0005	1.0005
平成22年12月末日	153,255,919	—	1.0002	—
平成23年 1月末日	163,373,685	—	1.0003	—
2月末日	125,924,783	—	1.0003	—
3月末日	9,437,003	—	1.0004	—
4月末日	8,446,346	—	1.0005	—
5月末日	8,446,049	—	1.0004	—
6月末日	7,629,671	—	1.0005	—
7月末日	7,629,424	—	1.0005	—
8月末日	8,795,897	—	1.0004	—
9月末日	12,155,470	—	1.0005	—
10月末日	8,928,949	—	1.0005	—
11月末日	7,636,687	—	1.0005	—
12月末日	6,247,968	—	1.0005	—

②【分配の推移】

<アムンディ・チャインドネシア株投信>

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	0.0150
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	0.0000

<アムンディ・チャインドネシア株投信マネー>

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	0.0000
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	0.0000

③【収益率の推移】

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	4.4
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	△20.9

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

＜アムンディ・チャインドネシア株投信マネー＞

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	0.0
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	0.0

（４）【設定及び解約の実績】

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	87,415,920,164	25,696,349,830	61,719,570,334
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	2,445,366,519	39,953,922,593	24,211,014,260

(注1) 全て本邦内におけるものです。以下同じ。

(注2) 第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

＜アムンディ・チャインドネシア株投信マネー＞

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	530,416,115	375,601,505	154,814,610
第2期計算期間	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	61,917,490	210,070,723	6,661,377

<参考情報>

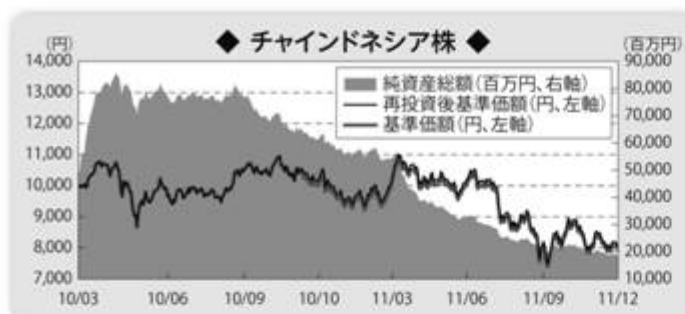
運用実績

NEW GOLDEN TRIANGLE

2011年12月30日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移

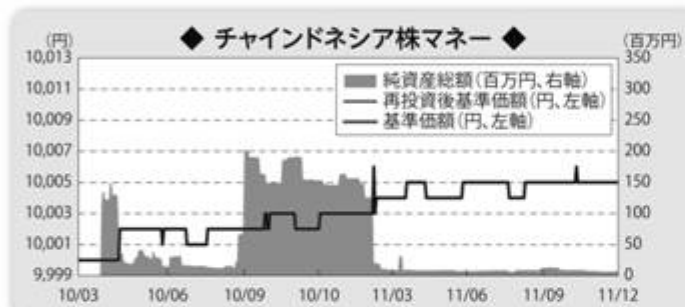
基準価額と純資産の推移



基準価額と純資産総額

	チャインドネシア株	チャインドネシア株マネー
基準価額	7,957円	10,005円
純資産総額	18,768百万円	6百万円

分配の推移



決算日	チャインドネシア株	チャインドネシア株マネー
1期(2010年12月10日)	150円	0円
2期(2011年12月12日)	0円	0円
設定来累計	150円	0円

※分配金は1万口当たり・税引前です。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。

騰落率

(%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
チャインドネシア株	-0.81	-1.57	-20.58	-20.65	—	-19.27
チャインドネシア株マネー	0.00	0.00	0.00	0.03	—	0.05

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
したがって、実際の投資家利回りは異なります。

主要な資産の状況

資産配分

◆ チャインドネシア株 ◆

資産	純資産比(%)
中国株式サブファンド	32.4
インド株式サブファンド	32.1
インドネシア株式サブファンド	33.0
現金・その他	2.5

※四捨五入の関係で100.0%にならない場合があります。

◆ チャインドネシア株マネー ◆

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、「アムンディ・マネーパール・マザーファンド」の状況を記載しています。

資産	純資産比(%)
現金・その他	100.0

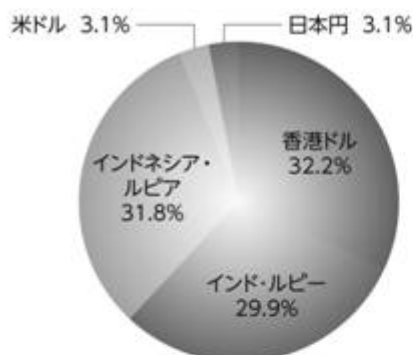
※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◆ チャインドネシア株 ◆

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行っており、組入上位5銘柄は各サブファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

通貨別構成比



※四捨五入の関係で合計が100.0%にならない場合があります。

組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	金融	32.3
2	生活必需品	12.3
3	一般消費財・サービス	11.4
4	エネルギー	9.9
5	電気通信サービス	9.7
6	情報技術	7.9
7	資本財・サービス	7.9
8	素材	4.6
9	ヘルスケア	3.0
10	公益事業	1.1

※組入比率は、各サブファンドの組入有価証券評価額合計に対する、各サブファンド組入銘柄評価金額の業種別合計の割合です。

組入上位5銘柄

<中国株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	チャイナ・モバイル	電気通信サービス	9.3
2	中国建設銀行	金融	7.7
3	中国工商銀行	金融	7.1
4	シノック	エネルギー	5.5
5	中国銀行	金融	4.8

<インド株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	インフォシス・テクノロジーズ	情報技術	9.8
2	HDFC銀行	金融	9.6
3	ITC	生活必需品	8.2
4	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	6.0
5	タタ・コンサルタンシー・サービス	情報技術	5.8

<インドネシア株式サブファンド>

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	19.2
2	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	11.2
3	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	9.5
4	バンク・マンディリ	金融	9.2
5	バンク・セントラル・アジア	金融	9.1

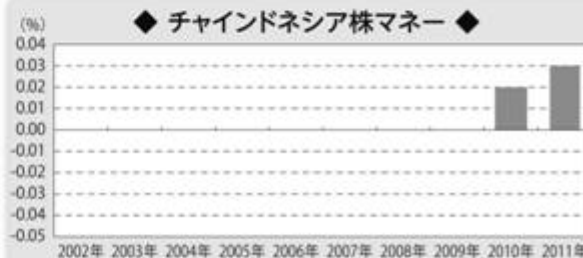
※組入比率は、各サブファンドの純資産総額に対する評価金額の割合です。

年間収益率の推移

◆ チャインドネシア株 ◆



◆ チャインドネシア株マネー ◆



※年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したと仮定したものとして計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2010年は設定日(3月12日)から年末までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

＜チャインドネシア株＞

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、取得申込みの受付は行いません。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位 [※]

※ 「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、1口単位での買付申込みが可能です。

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、取得申込みの受付を行わないことがあります。

＜チャインドネシア株マネー＞

「チャインドネシア株マネー」は、「チャインドネシア株」からのスイッチング[※]でのみお買付け可能なファンドです。

※ 「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金の

お申込受付日に、もう一方のファンドの取得のお申込みを行うことをいいます。

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。詳細は販売会社へお問合せください。（購入後のコース変更はできません。）

申込コース	申込単位
一般コース	1万口以上 1万口単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位 [※]

※「チャインドネシア株」または「チャインドネシア株マネー」の受益権を自動けいぞく投資コースで保有する受益者が、当該受益権全部をご換金した場合の手取金の全額をもって、もう一方のファンドの受益権の取得申込みを行う場合は、1口単位での買付申込みが可能です。

- ④ 申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

＜チャインドネシア株＞

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

ただし、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合には、解約請求の申込みは受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。

解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.3%）

- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、1日1件3億円を超える解約請求の申込みは受け付けません。また投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、外国投資証券の払戻しにおける制限事項等の影響を受ける場合その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があるときは、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取消することができます。
- このような場合には、投資者の皆様は一部解約の実行の請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この一部解約の実行の請求を受付けたものとします。
- このほか、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間において、解約請求申込みの受付を行わないことがあります。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

＜チャインドネシア株マネー＞

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。

申込コース	解約単位
一般コース	1万口単位
自動けいぞく投資コース	1円単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの投資信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にか

かる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付は、原則として午後3時までとします。ただし、所定の時間までに解約請求の申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの解約請求のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。解約請求の申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、解約請求申込受付日の一部解約の実行の請求の総額が多額である場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を制限または中止すること、およびすでに受付けた請求を取消することができます。

このような場合には、投資者の皆様は一部解約の実行の請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

	時期	価額決定日	お受取可能日
取得のお申込み	毎営業日 取得申込受付可能※	取得申込受付日の 翌営業日	
決算日 収益分配	原則毎年12月10日 （休業日の場合は翌営業日）	原則毎年12月10日 （休業日の場合は翌営業日）	原則として決算日から 5営業日目までにお 支払いを開始
ご解約	毎営業日 解約申込受付可能※	解約申込受付日の 翌営業日	解約申込受付日から 8営業日目よりお支払い

※チャインドネシア株については、香港、ダブリン、インド、ロンドン、シンガポールもしくはインドネシアの銀行休業日または香港証券取引所もしくはインドネシア証券取引所の休場日の場合は取得のお申込みの受付、およびご解約のお申込みの受付は行いません。

＜ラマダン・犠牲祭等による休日に該当する場合の取扱い＞

ファンドが実質的に投資するインドネシアでは、イスラム教の重要な祭日であるラマダン明け祭および犠牲祭等の期間に金融商品市場が数日間休場となる可能性があります。投資対象国の金融商品市場の休場日の場合にも、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金のお申込の受付を中止すること、あるいは、すでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消すことがあります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権１口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

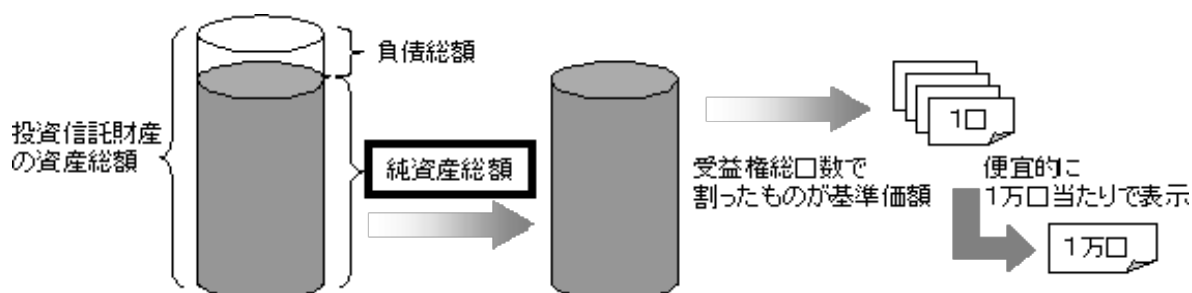
＜チャインドネシア株＞

対象	評価方法
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。

＜チャインドネシア株マネー＞

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 [※] ■日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） ■第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ■価格情報会社の提供する価額
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

※ 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。



③ 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成22年3月12日から平成32年12月10日まで^{*}です。

※ただし信託期間中にこの投資信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「(5) その他 ① 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。また委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年12月11日から翌年12月10日までとします。

ただし、第1期計算期間は平成22年3月12日から平成22年12月10日までとします。

※ 各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（ファンドの繰上償還）

＜チャインドネシア株＞

(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

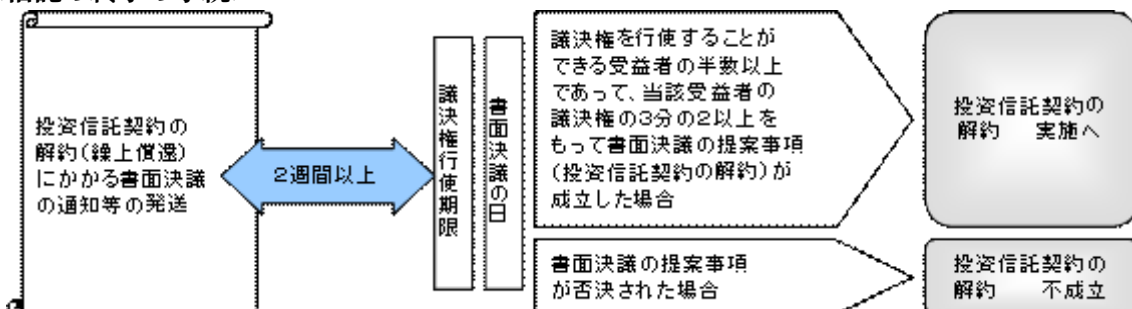
B やむを得ない事情が発生したとき

C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が15億円を下回ることとなった場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

- (b) (a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (d) (a)から(c)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)により投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>

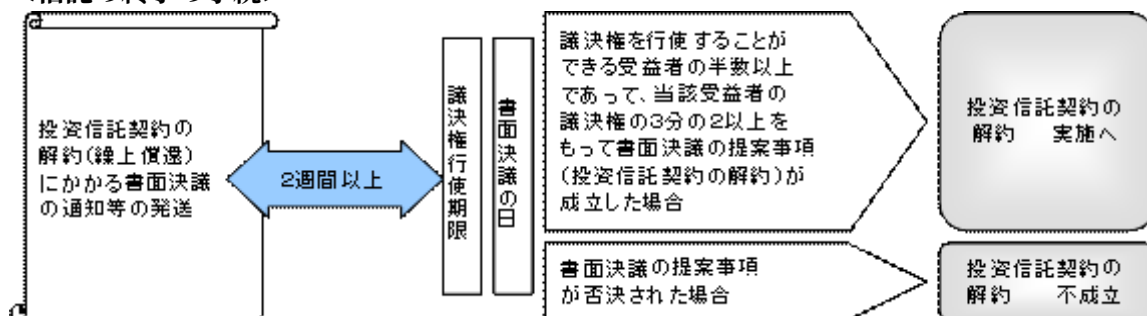


- (e) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (f) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- (g) 後記「⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

<チャインドネシア株マナー>

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
- A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - B やむを得ない事情が発生したとき
 - C 投資信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が10億口を下回るようになった場合
 - D AからCにかかわらず、「チャインドネシア株」が信託終了日を繰上げ、償還となった場合
- 委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (b) (a) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (c) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (d) (a)から(c)の手続は、(a)のDおよび、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(a)のAからCにより投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。

<信託の終了の手続>

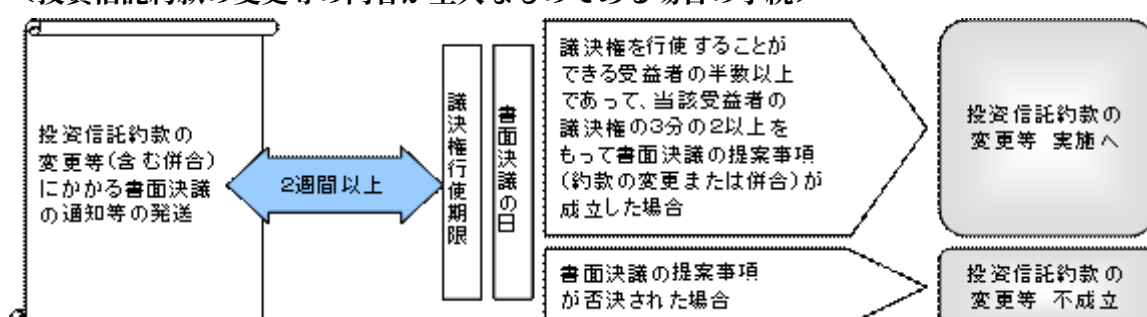


- (e) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (f) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき
- AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「②投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- (g) 後記「⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届出ます。
- (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (c) (b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (d) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (e) (b)から(d)の手続は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

<投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続>



- (f) 書面決議において重大な投資信託約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求すること

ができます。

③ 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。

④ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤ 関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1ヵ年とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑥ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑦ その他

- (イ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を毎計算期間の最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ロ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アムンディ・チャインドネシア株投信

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年3月12日から平成22年12月10日まで)及び第2期計算期間(平成22年12月11日から平成23年12月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【アムンディ・チャインドネシア株投信】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期計算期間末 (平成22年12月10日現在)	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,904,689,762	713,499,025
投資信託受益証券	42,679,653,907	12,927,868,627
投資証券	20,649,109,074	6,408,684,883
未収利息	2,609	977
流動資産合計	65,233,455,352	20,050,053,512
資産合計	65,233,455,352	20,050,053,512
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	925,793,555	—
未払解約金	573,796,620	180,560,562
未払受託者報酬	3,704,292	2,688,488
未払委託者報酬	209,292,433	151,899,600
その他未払費用	1,763,920	3,772,559
流動負債合計	1,714,350,820	338,921,209
負債合計	1,714,350,820	338,921,209
純資産の部		
元本等		
元本	61,719,570,334	24,211,014,260
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,799,534,198	△4,499,881,957
（分配準備積立金）	1,201,376,952	487,746,151
元本等合計	63,519,104,532	19,711,132,303
純資産合計	63,519,104,532	19,711,132,303
負債純資産合計	65,233,455,352	20,050,053,512

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
営業収益		
受取利息	1,372,881	674,134
有価証券売買等損益	3,443,750,982	△5,892,209,467
営業収益合計	3,445,123,863	△5,891,535,333
営業費用		
受託者報酬	11,728,076	8,142,847
委託者報酬	662,636,004	460,070,563
その他費用	11,667,521	6,641,934
営業費用合計	686,031,601	474,855,344
営業利益又は営業損失（△）	2,759,092,262	△6,366,390,677
経常利益又は経常損失（△）	2,759,092,262	△6,366,390,677
当期純利益又は当期純損失（△）	2,759,092,262	△6,366,390,677
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	631,921,755	△1,175,877,831
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	1,799,534,198
剰余金増加額又は欠損金減少額	826,238,802	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	826,238,802	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	228,081,556	1,108,903,309
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	228,081,556	1,094,973,795
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	13,929,514
分配金	925,793,555	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,799,534,198	△4,499,881,957

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券、投資証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月12日（設定日）から平成22年12月10日までとなっております。

項 目	第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成22年12月11日から平成23年12月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期計算期間末 (平成22年12月10日現在)	
1.計算期間の末日における受益権の総数	61,719,570,334口
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0292円
(10,000口当たり純資産額	10,292円)

項目	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1. 期首元本額	61,719,570,334円
期中追加設定元本額	2,445,366,519円
期中一部解約元本額	39,953,922,593円
2. 計算期間末日における受益権の総数	24,211,014,260口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,499,881,957円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日		
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 2,725,327,753円（1万口当たり441円）のうち、925,793,555円（1万口当たり150円）を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,007,711円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,126,162,796円
収益調整金額	C	598,157,246円
分配準備積立金額	D	－円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	2,725,327,753円
当ファンドの期末残存口数	F	61,719,570,334口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E \div F \times 10,000$	441円
1万口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	$I = F \times H \div 10,000$	925,793,555円

第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日	
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は510,196,144円（1万口当たり210円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	22,449,993円
D 分配準備積立金額	487,746,151円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	510,196,144円
F 当ファンドの期末残存受益権口数	24,211,014,260口
G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	210円
H 1万口当たり分配金額	0円
I 分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
項 目	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 ① 有価証券 （その他の注記）2. 有価証券関係に記載しております。 ② コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク ① 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク ・ カントリーリスク ・ 為替変動リスク

期 別	第1期計算期間
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
3.金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っております。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立したリスクマネジメント部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 ②信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	第1期計算期間
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	①有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （2）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （3）デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△2,660,171,325
投資証券	△2,710,460,476
合計	△5,370,631,801

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期計算期間末（平成23年12月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間（自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

第2期計算期間（自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期計算期間（自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8141円 (8,141円)

（その他の注記）

1. 元本の移動

	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
期首元本額	49,193,603,950円
期中追加設定元本額	38,222,316,214円
期中一部解約元本額	25,696,349,830円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,691,316,438
投資証券	△190,136,783
合 計	2,501,179,655

3. デリバティブ取引関係

第1期計算期間末（平成22年12月10日現在）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	中国株式ファンド F（適格機関投資家専用）	8,590,419,962	6,402,439,997	
		インドネシア株式ファンド F（適格機関投資家専用）	6,053,273,312	6,525,428,630	
		小計	14,643,693,274	12,927,868,627	
	銘柄数 組入時価比率	2 65.6%	100.0%		
	投資信託受益証券 合計			12,927,868,627	
投資証券	日本円	ノムラ・ファンズ・アイ ルランドーインディア・ エクイティ・ファンド	9,062,054,417	6,408,684,883	
		小計	9,062,054,417	6,408,684,883	
		銘柄数 組入時価比率	1 32.5%	100.0%	
	投資証券 合計			6,408,684,883	
合計				19,336,553,510	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・チャインドネシア株投信マネー

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年3月12日から平成22年12月10日まで)及び第2期計算期間(平成22年12月11日から平成23年12月12日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・チャインドネシア株投信マネー】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第1期計算期間末 (平成22年12月10日現在)	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,897,130	135,915
親投資信託受益証券	188,383,083	6,530,503
未収入金	1,549,985	971,735
未収利息	2	—
流動資産合計	191,830,200	7,638,153
資産合計	191,830,200	7,638,153
負債の部		
流動負債		
未払解約金	36,965,724	971,735
未払受託者報酬	1,151	160
未払委託者報酬	10,156	1,357
流動負債合計	36,977,031	973,252
負債合計	36,977,031	973,252
純資産の部		
元本等		
元本	154,814,610	6,661,377
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,559	3,524
（分配準備積立金）	13,539	606
元本等合計	154,853,169	6,664,901
純資産合計	154,853,169	6,664,901
負債純資産合計	191,830,200	7,638,153

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
営業収益		
受取利息	799	270
有価証券売買等損益	26,296	26,833
営業収益合計	27,095	27,103
営業費用		
受託者報酬	1,598	1,606
委託者報酬	14,088	14,056
営業費用合計	15,686	15,662
営業利益又は営業損失（△）	11,409	11,441
経常利益又は経常損失（△）	11,409	11,441
当期純利益又は当期純損失（△）	11,409	11,441
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,250	10,844
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	38,559
剰余金増加額又は欠損金減少額	68,193	22,841
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	68,193	22,841
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,793	58,473
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,793	58,473
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	38,559	3,524

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第1期計算期間
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3.その他	当ファンドの計算期間は平成22年3月12日（設定日）から平成22年 12月10日までとなっております。

項 目	第2期計算期間
	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたって は、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成22年12月11日から平 成23年12月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期計算期間末 (平成22年12月10日現在)	
1.計算期間の末日における受益権の総数	154,814,610口
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0002円
(10,000口当たり純資産額	10,002円)

項目	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1. 期首元本額	154,814,610円
期中追加設定元本額	61,917,490円
期中一部解約元本額	210,070,723円
2. 計算期間末日における受益権 の総数	6,661,377口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。

第2期計算期間 自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は4,449円（1万口当たり6円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 150円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 429円 C 収益調整金額 3,843円 D 分配準備積立金額 27円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 4,449円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 6,661,377口 G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 6円 H 1万口当たり分配金額 0円 I 分配金額（F×H／10,000） 0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 ①有価証券 （その他の注記）2.有価証券関係に記載しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 (2) 金融商品に係るリスク ①有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。 ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク
3. 金融商品に関するリスク管理体制	委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立したリスクマネジメント部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。 ②信用リスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。

期 別	第1期計算期間
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別	第1期計算期間
項 目	自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	①有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。 ②コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

I.金融商品の状況に関する事項

項 目	第2期計算期間
	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンドの貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、コール・ローンであり、その内容を親投資信託受益証券の貸借対照表及び注記表に記載しております。 これらの金融商品には、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,956
合計	1,956

（デリバティブ取引等に関する注記）

第2期計算期間末（平成23年12月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期計算期間（自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

第2期計算期間（自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期計算期間（自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第2期計算期間末 (平成23年12月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0005円 (10,005円)

（その他の注記）

1.元本の移動

第1期計算期間 自 平成22年 3月12日 至 平成22年12月10日	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	530,316,115円
期中一部解約元本額	375,601,505円

2.有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	第1期計算期間 自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日
種 類	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	37,653
合 計	37,653

3.デリバティブ取引関係

第1期計算期間末（平成22年12月10日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アムンディ・マネープール ・マザーファンド	6,523,980	6,530,503	
	小計	銘柄数	6,523,980 1	6,530,503	
		組入時価比率	98.0%	100.0%	
		親投資信託受益証券 合計			6,530,503
	合計			6,530,503	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成22年12月10日現在）	（平成23年12月12日）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	193,394,389	10,103,722
未収利息	264	13
流動資産合計	193,394,653	10,103,735
資産合計	193,394,653	10,103,735
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,549,985	971,735
流動負債合計	1,549,985	971,735
負債合計	1,549,985	971,735
純資産の部		
元本等		
元本	191,726,978	9,122,977
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 （△）	117,690	9,023
元本等合計	191,844,668	9,132,000
純資産合計	191,844,668	9,132,000
負債純資産合計	193,394,653	10,103,735

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成22年12月10日現在）	
1.期首	平成22年3月12日
期首元本額	5,502,906円
期首より平成22年12月10日までの期中追加設定元本額	471,053,018円
期首より平成22年12月10日までの期中一部解約元本額	284,828,946円
期末元本額	191,726,978円
期末元本額の内訳※	
アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド	2,466,955円
アムンディ・円マネーファンド（適格機関投資家専用）	989,902円
アムンディ・チャインドネシア株投信マネー	188,270,121円
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0006円
（10,000口当たり純資産額	10,006円）

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成23年12月12日）
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	191,726,978円
同期中における追加設定元本額	57,330,944円
同期中における一部解約元本額	239,934,945円
同期末における元本の内訳	
アムンディ・中東株式 マネープール・ファンド	1,609,095円
アムンディ・チャインドネシア株投信マネー	6,523,980円
アムンディ・円マネーファンド（適格機関投資家専用）	989,902円
合計	9,122,977円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	9,122,977口

（金融商品に関する注記）**1.金融商品の状況に関する事項**

期 別	自 平成22年3月12日
項 目	至 平成22年12月10日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（金融商品に関する注記）1.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。
3.金融商品に関するリスク管理体制	同上
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	同上

2.金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	自 平成22年3月12日 至 平成22年12月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

I.金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（3）注記表（金融商品に関する注記）I.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	同上

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成23年12月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 該当事項はありません。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3) 注記表（金融商品に関する注記）II.金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。

(有価証券に関する注記)

(平成23年12月12日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(平成23年12月12日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成22年12月11日 至 平成23年12月12日)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成23年12月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0010円 (10,010円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

＜アムンディ・チャインドネシア株投信＞

平成23年12月末日現在

I 資産総額	18,903,759,293円
II 負債総額	135,481,676円
III 純資産総額（I－II）	18,768,277,617円
IV 発行済口数	23,587,480,498口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7957円
（1万口当たり純資産額）	（7,957円）

＜アムンディ・チャインドネシア株投信マネー＞

平成23年12月末日現在

I 資産総額	6,664,901円
II 負債総額	416,933円
III 純資産総額（I－II）	6,247,968円
IV 発行済口数	6,244,724口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0005円
（1万口当たり純資産額）	（10,005円）

＜参考情報＞

「アムンディ・マネープール・マザーファンド」

平成23年12月末日現在

I 資産総額	8,942,181円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	8,942,181円
IV 発行済口数	8,933,128口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0010円
（1万口当たり純資産額）	（10,010円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 12億円

発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

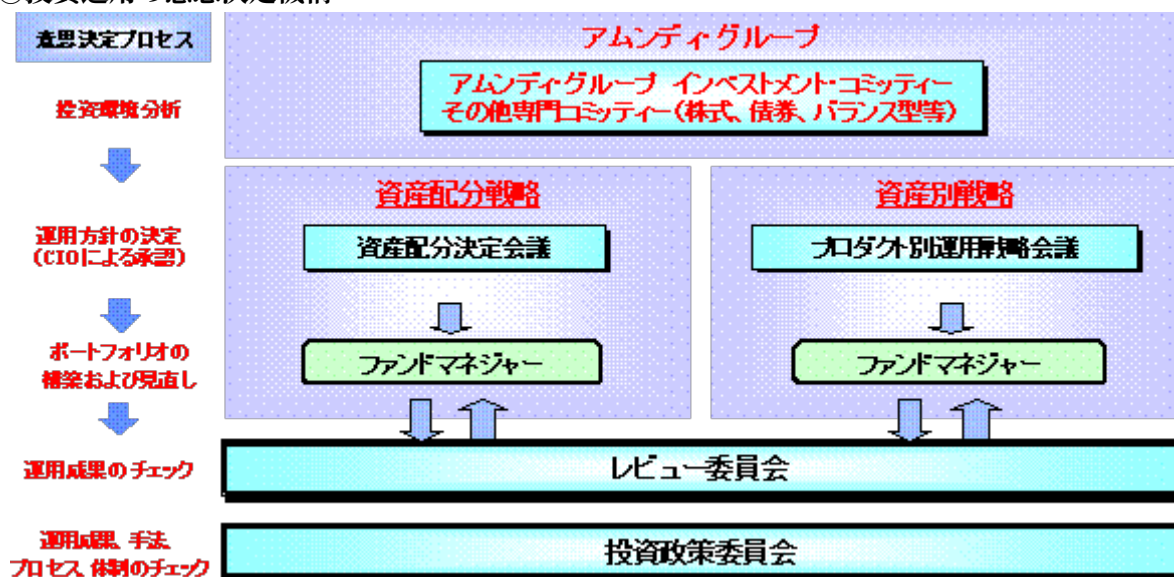
① 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融

商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成23年12月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	116	273,647
単位型公社債投資信託	3	3,652
追加型株式投資信託	136	986,285
追加型公社債投資信託	1	20,474
合 計	256	1,284,058

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、第30期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

また、第31期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)				
		第29期	第30期	
		(平成22年3月31日)	(平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		3,573,505		5,186,673
有価証券		1,304,815		1,001,358
関係会社短期貸付金	*1	850,000		-
前払費用		46,715		403,282
未収還付法人税等		-		93,284
未収入金		-		6,479
未収委託者報酬		806,446	*1	1,437,380
未収運用受託報酬	*1	739,788	*1	866,717
未収投資助言報酬	*1	50,560		35,736
未収収益		-		13,872
繰延税金資産		-		178,538
立替金		37,211	*1	43,594
差入保証金		219,207		-
その他	*1	8,268		271
流動資産合計		7,636,513		9,267,185
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	2,185	*2	154,935
器具備品(純額)	*2	52,785	*2	160,814
有形固定資産合計		54,969		315,748
無形固定資産				
ソフトウェア		11,690		15,269
電話加入権		2,219		2,804
無形固定資産合計		13,909		18,074
投資その他の資産				
投資有価証券		312,532		316,162
関係会社株式		162,693		86,168
長期未収入金		8,000		7,000
長期差入保証金		4,930		223,620
長期前払費用		-		238
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 8,000		△ 7,000
投資その他の資産合計		480,216		626,248
固定資産合計		549,094		960,069
資産合計		8,185,607		10,227,255

(単位：千円)

	第29期 (平成22年3月31日)	第30期 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	6,242	4,012
預り金	*1 128,289	338,444
未払金	819,836	995,236
未払償還金	14,564	12,745
未払手数料	*1 445,389	667,369
その他未払金	*1 359,883	*1 315,122
未払費用	*1 190,445	*1 306,345
未払法人税等	224,022	-
未払消費税等	42,047	10,404
前受収益	167	1,223,720
賞与引当金	65,000	130,583
役員賞与引当金	18,000	19,919
統合関連費用引当金	368,000	143,429
その他	7,568	-
流動負債合計	1,869,617	3,172,092
固定負債		
リース債務	3,532	2,000
繰延税金負債	-	15,402
退職給付引当金	-	55,426
資産除去債務	-	58,469
固定負債合計	3,532	131,296
負債合計	1,873,149	3,303,389
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	1,342,567
資本剰余金合計	1,076,268	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	3,927,410	3,195,308
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	2,327,410	1,595,308
利益剰余金合計	4,037,503	3,305,400
株主資本合計	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 1,313	△ 369
評価・換算差額等合計	△ 1,313	△ 369
純資産合計	6,312,459	6,923,866

負債・純資産合計	8,185,607	10,227,255
----------	-----------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)		
	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,824,507	7,415,163
運用受託報酬	2,081,219	2,351,244
投資助言報酬	116,617	48,240
その他営業収益	-	149,127
営業収益合計	5,022,343	9,963,775
営業費用		
支払手数料	1,435,977	3,507,361
広告宣伝費	12,553	178,753
公告費	3,942	-
調査費	515,792	1,634,240
調査費	399,056	656,837
委託調査費	116,736	977,403
委託計算費	-	20,231
営業雑経費	91,869	173,809
通信費	8,381	48,587
印刷費	75,346	113,422
協会費	8,142	11,799
営業費用合計	2,060,134	5,514,394
一般管理費		
給料	1,817,215	2,765,239
役員報酬	109,283	184,220
給料・手当	1,542,436	2,237,168
賞与	159,280	342,503
役員賞与	6,216	1,349
交際費	4,724	28,464
旅費交通費	27,346	84,716
租税公課	39,820	34,849
不動産賃借料	241,861	217,062
賞与引当金繰入	65,000	130,583
役員賞与引当金繰入	14,764	19,919
退職給付費用	71,285	236,564
固定資産減価償却費	35,169	50,076
福利厚生費	233,485	417,155
諸経費	113,206	263,708
一般管理費合計	2,663,874	4,248,335
営業利益	298,335	201,046
営業外収益		

受取配当金	*1	1,001,109	-
有価証券利息		14,705	9,261
受取利息	*1	18,095	*1 4,455
有価証券売却益		374	-
投資信託監査報酬差益		292	-
法人税等還付加算金		6,464	-
雑収入		6,277	12,052
営業外収益合計		1,047,316	25,769
営業外費用			
支払利息		43	-
為替差損		7,892	26,339
有価証券売却損		5,730	14,398
雑損失		698	4,091
営業外費用合計		14,362	44,829
経常利益		1,331,288	181,986
特別利益			
集団訴訟和解金	*2	6,809	-
投資有価証券売却益		2,794	-
清算配当金		-	*1*2 636,420
特別利益合計		9,603	636,420
特別損失			
関係会社株式評価損	*3	5,424	-
減損損失	*4	155,202	*3 6,653
統合関連費用引当金繰入		368,000	-
固定資産除却損		-	*4 3,326
特別損失合計		528,626	9,979
税引前当期純利益		812,266	808,428
法人税、住民税及び事業税	*1	574,992	3,153
過年度法人税等		4,417	△ 3,254
法人税等調整額		48,478	34,822
法人税等合計		627,887	34,721
当期純利益		184,379	773,707

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000

資本剰余金

資本準備金

前期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

その他資本剰余金

前期末残高	-	-
-------	---	---

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期変動額合計	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期末残高	-	1,342,567
-------	---	-----------

資本剰余金合計

前期末残高	1,076,268	1,076,268
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期変動額合計	-	1,342,567
---------	---	-----------

当期末残高	1,076,268	2,418,835
-------	-----------	-----------

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	110,093	110,093
-------	---------	---------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	110,093	110,093
-------	---------	---------

その他利益剰余金

別途積立金

前期末残高	1,600,000	1,600,000
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

当期変動額合計	-	-
---------	---	---

当期末残高	1,600,000	1,600,000
-------	-----------	-----------

繰越利益剰余金

前期末残高	2,143,031	2,327,410
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	△ 1,025,810
---------	---	-------------

剰余金の配当	-	△ 480,000
--------	---	-----------

当期純利益	184,379	773,707
-------	---------	---------

当期変動額合計	184,379	△ 732,103
---------	---------	-----------

当期末残高	2,327,410	1,595,308
-------	-----------	-----------

利益剰余金合計

前期末残高	3,853,124	4,037,503
-------	-----------	-----------

当期変動額		
-------	--	--

合併による増加	-	△ 1,025,810
---------	---	-------------

剰余金の配当	-	△ 480,000
--------	---	-----------

当期純利益	184,379	773,707
-------	---------	---------

当期変動額合計	184,379	△ 732,103
当期末残高	4,037,503	3,305,400
株主資本合計		
前期末残高	6,129,392	6,313,771
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	△ 480,000
当期純利益	184,379	773,707
当期変動額合計	184,379	610,464
当期末残高	6,313,771	6,924,235
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 761	△ 1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 552	944
当期変動額合計	△ 552	944
当期末残高	△ 1,313	△ 369
評価・換算差額合計		
前期末残高	△ 761	△ 1,313
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 552	944
当期変動額合計	△ 552	944
当期末残高	△ 1,313	△ 369
純資産合計		
前期末残高	6,128,631	6,312,459
当期変動額		
合併による増加	-	316,757
剰余金の配当	-	△ 480,000
当期純利益	184,379	773,707
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 552	944
当期変動額合計	183,827	611,408
当期末残高	6,312,459	6,923,866

重要な会計方針

	第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

	子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同 左
	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。
	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同 左
	(4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同 左
	(5) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。	(5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、SGAMノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。	(1) 消費税等 同 左

会計方針の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	1. 企業結合に関する会計基準等 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。 2. 資産除去債務に関する会計基準等 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前純利益は、それぞれ3,421千円減少しております。

表示方法の変更

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(損益計算書) 従来区分掲記していた「公告費」を、当事業年度から「広告宣伝費」に含めて表示しております。

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																										
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>71,963千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>42,600千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>2,150千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>30,758千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>6,620千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	71,963千円	未収運用受託報酬	42,600千円	立替金	2,150千円	その他未払金	30,758千円	未払費用	6,620千円
未収運用受託報酬	11,412千円																										
未収投資助言報酬	949千円																										
その他	3,636千円																										
関係会社短期貸付金	850,000千円																										
預り金	898千円																										
未払手数料	16,782千円																										
未払費用	10,849千円																										
その他未払金	352,967千円																										
未収委託者報酬	71,963千円																										
未収運用受託報酬	42,600千円																										
立替金	2,150千円																										
その他未払金	30,758千円																										
未払費用	6,620千円																										
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>44,048千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>117,902千円</td></tr> </table>	建物	44,048千円	器具備品	117,902千円																		
建物	75,375千円																										
器具備品	71,847千円																										
建物	44,048千円																										
器具備品	117,902千円																										

（損益計算書関係）

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)										
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>3,717千円</td></tr> <tr> <td>清算配当金</td><td>636,420千円</td></tr> </table>	受取利息	3,717千円	清算配当金	636,420千円
受取利息	14,758千円										
受取配当金	1,001,079千円										
法人税、住民税及び事業税	360,805千円										
受取利息	3,717千円										
清算配当金	636,420千円										
*2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当金であります。										
*3 特別損失に含まれる関係会社株式評価損	*3 特別損失に含まれる減損損失										

関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。

*4 特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
本社ビル	処分予定資産	器具備品(絵画)
		建物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

器具備品(絵画)は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品(絵画)については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。

建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	86,802千円
器 具 備 品	68,399千円
合 計	155,202千円

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
NTT幕張ビル	処分予定資産	建 物
		器具備品

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン（BCP）の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(減損損失の金額)	
建 物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合 計	6,653千円

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- (1) 配当金の総額 480百万円
 (2) 1株当たり配当額 200円
 (3) 基準日 平成22年3月31日
 (4) 効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千 円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主 総会	普通 株 式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。	(1) リース資産の内容 有形固定資産 同 左 (2) リース資産の減価償却方法 同 左
---	--

（金融商品関係）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）																															
1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。 未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。 また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。																															
2. 金融商品の時価等に関する事項 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。 （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>貸借対照表 計上額(*)</th><th>時価(*)</th><th>差額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 現金・預金</td><td>3,573,505</td><td>3,573,505</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(2) 関係会社短期貸付金</td><td>850,000</td><td>850,000</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(3) 未収委託者報酬</td><td>806,446</td><td>806,446</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(4) 未収運用受託報酬</td><td>739,788</td><td>739,788</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(5) 有価証券及び投資有価証券</td><td>1,617,348</td><td>1,617,348</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(6) 未払手数料</td><td>(445,389)</td><td>(445,389)</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> (*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。					貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額	(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-	(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-	(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-	(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-	(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-	(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-
	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額																												
(1) 現金・預金	3,573,505	3,573,505	-																												
(2) 関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-																												
(3) 未収委託者報酬	806,446	806,446	-																												
(4) 未収運用受託報酬	739,788	739,788	-																												
(5) 有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-																												
(6) 未払手数料	(445,389)	(445,389)	-																												

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額(千円)
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの(国債)	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第30期

（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	-
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	-
資産計	8,808,290	8,808,290	-
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

区 分	貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	86,168

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以上
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	-	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

（有価証券関係）

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額162,693千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	△2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	△1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	△3,668
合計		1,618,660	1,617,348	△1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
--	---------	-----------------	-----------------

株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	304,560	△ 1,125
	(3) その他(注)	1,005,458	1,004,472	△ 986
	小計	1,311,143	1,309,032	△ 2,111
合計		1,318,143	1,317,520	△ 623

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	-	-	-
国 債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

(デリバティブ取引関係)

第29期
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第29期
(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

退職給付費用*1	20,900 千円
その他 *2	50,386 千円
合計	71,285 千円

*1 退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

第30期
(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	△ 55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 55,426

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第29期 (平成22年3月31日現在)	第30期 (平成23年3月31日現在)																																																										
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>子会社株式に係る株式配当認定益</td><td>17,208</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度超過額</td><td>40,333</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>3,255</td></tr> <tr><td>未払事業税等否認額</td><td>55,885</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認額</td><td>8,927</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>485</td></tr> <tr><td>統合関連費用引当金繰入否認額</td><td>149,739</td></tr> <tr><td>関係会社株式に係る評価損否認額</td><td>2,207</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失否認額</td><td>63,152</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>16,228</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>357,420</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△357,420</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table>	子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333	貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255	未払事業税等否認額	55,885	ゴルフ会員権評価損否認額	8,927	その他有価証券評価差額金	485	統合関連費用引当金繰入否認額	149,739	関係会社株式に係る評価損否認額	2,207	固定資産減損損失否認額	63,152	未払費用否認額	16,228	繰延税金資産小計	357,420	評価性引当額	△357,420	繰延税金資産合計	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 (千円) <table> <tr><td>前受収益否認額</td><td>497,932</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td>861,283</td></tr> <tr><td>未払費用否認額</td><td>110,997</td></tr> <tr><td>賞与引当金等損金算入限度額超過額</td><td>53,134</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度額超過額</td><td>22,553</td></tr> <tr><td>減価償却資産</td><td>18,817</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td>23,791</td></tr> <tr><td>その他</td><td>24,839</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,613,345</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td>△ 1,427,810</td></tr> <tr><td>繰延税金負債との相殺</td><td>△6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>178,538</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>資産除去債務に対応する除去費用</td><td>△ 22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金負債小計</td><td>△ 22,399</td></tr> <tr><td>繰延税金資産との相殺</td><td>6,997</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>△15,402</td></tr> </table>	前受収益否認額	497,932	繰越欠損金	861,283	未払費用否認額	110,997	賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	減価償却資産	18,817	資産除去債務	23,791	その他	24,839	繰延税金資産小計	1,613,345	評価性引当金	△ 1,427,810	繰延税金負債との相殺	△6,997	繰延税金資産合計	178,538	資産除去債務に対応する除去費用	△ 22,399	繰延税金負債小計	△ 22,399	繰延税金資産との相殺	6,997	繰延税金負債合計	△15,402
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208																																																										
賞与引当金等損金算入限度超過額	40,333																																																										
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,255																																																										
未払事業税等否認額	55,885																																																										
ゴルフ会員権評価損否認額	8,927																																																										
その他有価証券評価差額金	485																																																										
統合関連費用引当金繰入否認額	149,739																																																										
関係会社株式に係る評価損否認額	2,207																																																										
固定資産減損損失否認額	63,152																																																										
未払費用否認額	16,228																																																										
繰延税金資産小計	357,420																																																										
評価性引当額	△357,420																																																										
繰延税金資産合計	-																																																										
前受収益否認額	497,932																																																										
繰越欠損金	861,283																																																										
未払費用否認額	110,997																																																										
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134																																																										
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553																																																										
減価償却資産	18,817																																																										
資産除去債務	23,791																																																										
その他	24,839																																																										
繰延税金資産小計	1,613,345																																																										
評価性引当金	△ 1,427,810																																																										
繰延税金負債との相殺	△6,997																																																										
繰延税金資産合計	178,538																																																										
資産除去債務に対応する除去費用	△ 22,399																																																										
繰延税金負債小計	△ 22,399																																																										
繰延税金資産との相殺	6,997																																																										
繰延税金負債合計	△15,402																																																										
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) <table> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>8.46%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>0.28%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>40.36%</td></tr> <tr><td>過年度法人税等還付額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等追徴額</td><td>-</td></tr> <tr><td>過年度法人税等</td><td>0.54%</td></tr> <tr><td>税額控除額</td><td>△12.95%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△0.08%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>77.30%</td></tr> </table>	交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%	住民税均等割	0.28%	評価性引当額	40.36%	過年度法人税等還付額	-	過年度法人税等追徴額	-	過年度法人税等	0.54%	税額控除額	△12.95%	その他	△0.08%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.46%																																																										
住民税均等割	0.28%																																																										
評価性引当額	40.36%																																																										
過年度法人税等還付額	-																																																										
過年度法人税等追徴額	-																																																										
過年度法人税等	0.54%																																																										
税額控除額	△12.95%																																																										
その他	△0.08%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	77.30%																																																										

（企業結合等関係）

第30期

（自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

(1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル エス・エーとソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することになりました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

第30期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
(1) 資産除去債務の概要	
当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。	
(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法	
使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。	
(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高(注1)	120,000 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617 千円
時の経過による調整額	852 千円
資産除去債務の履行による減少額	△120,000 千円
その他増減額(△は減少)	- 千円
当期末残高	58,469 千円

(注1) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載しております。

(注2) 合併による有形固定資産の取得も含まれます。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、

記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

[次へ](#)

(関連当事者情報)

第29期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAMノースパシフィック株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社短期貸付金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

(注)

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAMノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス・エーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス・エーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
								投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
								委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル アセット マネジメント ルクセンブルグ エス アー	ルクセンブルグ ルクセンブルグ 市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用 再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

1. ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス・エーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引(運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円)を含めて開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SGAMノースパシフィック株式会社(非上場)
アムンディ エス・エー(非上場)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ・ ジャパン ホールディング株式 会社	東京都 千代田区	5,400 百万	有価証券 の保有	(被有) 直接 100%	兼任 1 人	持株会社	貸付金の回収 *1	850,000	-	-
								利息の受取 *1	3,717	-	-

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関 係 内 容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	エスジーアセット マネジメント (シンガポール) 株式会社	シンガポール シンガポール 市	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア地 域の運用 拠点	清算受取 配当金	636,420	-	-

(注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール) 株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
兄弟 会社	アムンディ・ インベストメント・ソ リューションズ	フランス パ リ市	78,077 (ユーロ)	投資顧問業	-	なし	投資助言 契約の再 委任等	委託調査費 等の支払	223,772	前払費用	325,461
										未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・エー(非上場)
アムンディ・グループ エス・エー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第29期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第30期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	2,630.19円	1株当たり純資産額	2,884.94円
1株当たり当期純利益金額	76.82円	1株当たり当期純利益金額	322.38円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>184,379千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	184,379千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円	期中平均株式数	2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 <table> <tr> <td>当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益</td><td>773,707千円</td></tr> <tr> <td>期中平均株式数</td><td>2,400千株</td></tr> </table>	当期純利益	773,707千円	普通株式に係る当期純利益	773,707千円	期中平均株式数	2,400千株
当期純利益	184,379千円												
普通株式に係る当期純利益	184,379千円												
期中平均株式数	2,400千株												
当期純利益	773,707千円												
普通株式に係る当期純利益	773,707千円												
期中平均株式数	2,400千株												

（重要な後発事象）

第29期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
（企業結合等関係） 当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下「CAAMJ」という)と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。 合併の理由： 両社の親会社(最終株主)の統合に伴うもの 合併の概要： (1)合併する相手先の名称：CAAMJ (2)合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 (3)合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 (4)合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 (5)資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 (6)効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 (7)財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 (8)合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

第30期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)		
当中間会計期間末 (平成23年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,249,627
有価証券		1,304,419
前払費用		352,031
未収委託者報酬		1,548,777
未収運用受託報酬		912,061
未収投資助言報酬		32,182
未収収益		82,455
繰延税金資産		181,697
その他		60,858
流動資産合計		6,724,107
固定資産		
有形固定資産	*1	306,099
無形固定資産		15,269
投資その他の資産		
投資有価証券		2,031,602
関係会社株式		86,168
長期差入保証金		229,000
その他		7,060
貸倒引当金		△ 7,000
投資その他の資産合計		2,346,830
固定資産合計		2,668,198
資産合計		9,392,305

（単位：千円）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,482
預り金	192,652
未払償還金	8,150
未払手数料	553,569
その他未払金	246,512
未払費用	182,007
未払法人税等	13,172
前受収益	883,777
賞与引当金	358,808
役員賞与引当金	46,694
資産除去債務	1,110
その他	19,853
流動負債合計	2,508,786
固定負債	
リース債務	1,306
繰延税金負債	15,992
退職給付引当金	46,367
資産除去債務	61,605
固定負債合計	125,270
負債合計	2,634,056
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	1,429,202
利益剰余金合計	3,139,295
株主資本合計	6,758,130
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	120
評価・換算差額等合計	120
純資産合計	6,758,249
負債・純資産合計	9,392,305

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)	
当中間会計期間	
(自 平成23年4月 1日	
至 平成23年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,786,150
運用受託報酬	945,314
投資助言報酬	20,866
その他営業収益	129,832
営業収益合計	4,882,162
営業費用	2,578,279
一般管理費	*1 2,107,219
営業利益	196,664
営業外収益	*2 22,897
営業外費用	*3 31,671
経常利益	187,890
税引前中間純利益	187,890
法人税、住民税及び事業税	1,900
法人税等調整額	△2,904
法人税等合計	△1,004
中間純利益	188,894

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)	
	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,595,308
当中間変動額	
剰余金の配当	△ 355,000
中間純利益	188,894
当中間変動額合計	△ 166,106
当中間期末残高	1,429,202
利益剰余金合計	
当期首残高	3,305,400

当中間変動額	
剰余金の配当	△ 355,000
中間純利益	188,894
当中間変動額合計	△ 166,106
当中間期末残高	3,139,295
株主資本合計	
当期首残高	6,924,235
当中間変動額	
剰余金の配当	△ 355,000
中間純利益	188,894
当中間変動額合計	△ 166,106
当中間期末残高	6,758,130
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△ 369
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	489
当中間変動額合計	489
当中間期末残高	120
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 369
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	489
当中間変動額合計	489
当中間期末残高	120
純資産合計	
当期首残高	6,923,866
当中間変動額	
剰余金の配当	△ 355,000
中間純利益	188,894
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	489
当中間変動額合計	△ 165,617
当中間期末残高	6,758,249

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="762 972 1114 1043"> <tr> <td>建物</td><td>15年～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4年～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	15年～18年	器具備品	4年～15年
建物	15年～18年				
器具備品	4年～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金				

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債「その他」に含めて表示しております。
-------------------------------------	---

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成23年9月30日現在）		
*1 有形固定資産の減価償却累計額	184,511	千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)		
*1 減価償却実施額		
有形固定資産	23,175	千円
無形固定資産	2,805	千円
*2 営業外収益のうち主要なもの		
有価証券利息	13,627	千円
*3 営業外費用のうち主要なもの		
為替差損	31,671	千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	355,000	148	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)			
金融商品の時価等に関する事項			
平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。			
(単位：千円)			
	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,249,627	2,249,627	-
(2) 未収委託者報酬	1,548,777	1,548,777	-
(3) 未収運用受託報酬	912,061	912,061	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,336,021	3,336,021	-
資産計	8,046,486	8,046,486	-
(1) 未払手数料	553,569	553,569	-
負債計	553,569	553,569	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び (3) 未収運用受託報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウェア社の株式です。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	86,168

(注3) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
1. 子会社株式 子会社株式（中間貸借対照表計上額86,168千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	385,272	386,280	1,008
	(3) その他（注）	105,500	112,208	6,708
	小計	490,772	498,488	7,716
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,837,819	1,831,720	△ 6,099
	(3) その他（注）	1,007,229	1,005,814	△ 1,415
	小計	2,845,048	2,837,534	△ 7,514
合計		3,335,820	3,336,021	201

(注)投資信託受益証券であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	58,469 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632 千円
時の経過による調整額	614 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
その他増減額（△は減少）	- 千円
当中間会計期間末残高	62,715 千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）	
1株当たり純資産額	2,815円94銭
1株当たり中間純利益	78円71銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益	188,894千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	188,894千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称	資 本 金 の 額 (平成23年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資 本 金 の 額 (平成23年9月末日現在)	事 業 の 内 容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 51,000百万円（平成23年9月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】**(1) 受託会社**

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成23年3月10日	有価証券届出書
平成23年3月10日	有価証券報告書
平成23年9月 9日	訂正有価証券届出書
平成23年9月 9日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の平成22年3月12日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成22年3月12日から平成22年12月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成22年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信の平成22年12月11日から平成23年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信の平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月25日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成22年12月11日から平成23年12月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・チャインドネシア株投信マネーの平成23年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。